

「令和 8 年熊本地震」の被災者の方々に対する 特別な取扱いについて

このたびの「令和 8 年熊本地震」により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

皆さまの安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社は、このたびの災害により災害救助法が適用された地域のご契約者さまに対して、以下のとおり特別な取扱いを実施いたします。

※災害救助法適用地域につきましては、内閣府ホームページの[「災害救助法の適用状況」](#)をご参照ください。

【特別取扱いの内容】

1. 保険料のお支払いが一時的に困難な方へ（保険料払込猶予期間の延長）

お申出をいただいた場合、保険料の払込期限を延長し、ご契約を有効に継続させていただきます。

なお、払込期限を延長した保険料については、2027 年 1 月 31 日までにお支払いいただく必要があります。

※保険料の免除ではありません。

期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約の効力は失われます（一部のご契約については、保険料自動振替貸付が適用されます）。

2. 各種手続きを迅速に進めたい方へ（必要書類の一部省略）

保険金・給付金、契約者貸付金のお手続きの際、お申出により、必要書類を一部省略するなど、簡易な取扱いを行う場合があります。

3. 必要な入院治療を受けられなかった方へ（入院給付金請求の特別取扱い）

被災が原因で以下（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ「本来必要であった入院期間」についての医師による証明があるときは、当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

詳細は事前に以下窓口までお問合わせください。

- （1）病院の事情ですぐに入院できなかった場合
- （2）病院の事情で退院が早まった場合
- （3）医療施設に入院できなかった場合

4. 災害割増特約等を付加されている方へ

災害割増特約等の約款上、「地震等による災害死亡保険金および災害高度障害保険金等を削減または

支払わないとする場合がある」と規定されていますが、本災害については当該規定を適用せず、全額お支払いいたします。

5. 一時的に資金が必要な方へ（契約者貸付に対する特別金利の適用）

対象地域の方が新規または追加で契約者貸付をご利用になる場合、一定期間、利息を免除いたします。
※解約払戻金のない商品や旧ハートフォード生命の商品は対象外です。

適用金利	年利 0.00%
貸付金額の上限	約款規定の範囲内（解約払戻金の一定割合以内）
特別金利適用期間	貸付日～2027 年 2 月 28 日
受付期間	2026 年 7 月 28 日～2027 年 2 月 28 日まで

お問合せ窓口

■ウェブサイトでのお問合せ

[「ご契約者さま向けお問合せ窓口」](#)



■お電話でのお問い合わせ

・各種お手続きに関するお問合せ窓口

0120-506-094

《受付時間》月曜 ～ 土曜 9：00－18：00（日曜・祝日・年末年始休み）

・保険金・給付金に関するお問合せ窓口

0120-506-053

《受付時間》月曜 ～ 土曜 9：00－18：00（日曜・祝日・年末年始休み）

以 上